

令和 3 年第 1 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

(その 12)

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第 4 号	堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例.....	3
議員提出議案第 5 号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例.....	7
議員提出議案第 7 号	堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例.....	11
議員提出議案第 8 号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例.....	15
議員提出議案第 9 号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	19
議員提出議案第 10 号	悪質商法による消費者被害をなくすために、 特定商取引法・預託法の改正及び執行強化を行い、 契約書面等の電子化にあたっては迅速な導入を避け、 慎重な検討を求める意見書.....	23
議員提出議案第 11 号	性犯罪に関する刑法改正を求める意見書.....	25
議員提出議案第 12 号	性教育の充実を求める意見書.....	26
議員提出議案第 13 号	政令指定都市権限のさらなる強化を求める意見書.....	29
議員提出議案第 14 号	新型コロナウイルス感染症対策強化および 行財政改革推進に関する要望決議.....	33
議員提出議案第 15 号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書.....	37
議員提出議案第 16 号	後期高齢者の医療費窓口負担増に反対する意見書.....	38
参考資料		
新旧対照表.....		39

令和3年3月23日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	加藤慎平	堺市議会議員	龍田美栄
同	中野貴文	同	上野充司
同	藤井載子	同	西川知己
同	伊豆丸精二	同	札場泰司
同	青谷幸浩	同	的場慎一
同	黒田征樹	同	西田浩延
同	井関貴史	同	上村太一
同	三宅達也	同	池田克史
同	水ノ上成彰		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第4号　堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬について、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会常任委員会委員長、議会常任委員会副委員長、議会特別委員会委員長及び議会特別委員会副委員長の報酬に係る規定を廃止するために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	議員報酬の額
議會議長	月額 950,000円
議会副議長	月額 850,000円
議会議員	月額 780,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月23日

堺市議会議長

宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	加藤慎平	堺市議会議員	龍田美栄
同	中野貴文	同	上野充司
同	藤井載子	同	西川知己
同	伊豆丸精二	同	札場泰司
同	青谷幸浩	同	的場慎一
同	黒田征樹	同	西田浩延
同	井関貴史	同	上村太一
同	三宅達也	同	池田克史
同	水之上成彰	同	長谷川俊英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第5号　　堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の月額を、令和3年4月1日から令和5年4月30日までの特例期間の間、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表に規定する額からその100分の10に相当する額を減額するために本案を提出するものである。

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

議会議員の議員報酬の月額は、令和3年4月1日から令和5年4月30日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。

附一則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止)
- 2 堀市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年条例第30号）は廃止する。

令和3年3月23日

堺市議会議長

宮本恵子様

提出者

堺市議会議員

同
白江米一
広田新一
渕上猛志
西川良平
大西耕治
西哲史
小堀清次
野里文盛
西村昭三
芝田一
裏山正利
吉川守

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

小野伸也
上田人太
信貴良太
池側昌子
田代優子
木畠国樹
池尻秀子
山口典子
大林健二
田渕和夫
吉川敏文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第7号　　堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例

理由

堺市議会議員1人当たりに対し交付する政務活動費の月額を、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの特例期間の間、堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から100分の5に相当する額を減額するために本案を提出するものである。

堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例

堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）第3条第1項に規定する議員1人当たりに対し交付する政務活動費の月額は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間において、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額から100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	白江米一	堺市議会議員	小野伸也
同	広田新一	同	上田勝人
同	渕上猛志	同	信貴太郎
同	西川良平	同	池側昌子
同	大西耕治	同	田代優子
同	大西哲史	同	木畠匡樹
同	小堀清次	同	池尻秀子
同	野里文盛	同	山口典子
同	西村昭三	同	大林健二
同	芝田一	同	田渕和夫
同	裏山正利	同	吉川敏文
同	吉川守		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第8号　堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の月額を、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの特例期間の間、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表に規定する額から、議会議長及び議会副議長にあってはその100分の5に相当する額を減額し、それ以外の議員にあっては、議会議員について同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とするために本案を提出するものである。

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

議会議員の議員報酬の月額は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、議会議長及び議会副議長にあっては同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とし、議会議長及び議会副議長以外の議員にあっては同表に規定する議会議員の報酬の額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止)
- 2 堀市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年条例第30号）は廃止する。

令和3年3月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員

同
加 中 藤 野 井 小 上 森 西 札 的 信 池 田 木 石 西 上 池 米 野 西 芝 裏 吉 乾
慎 貴 載 伸 勝 晃 知 泰 傑 貴 側 代 煙 本 村 田 里 村 田 山 川 正 敏 文 惠 美 子
平 文 子 也 人 一 己 司 一 太 男子 匡 京 浩 太 克 敏 文 昭 一 利 文 美 子

堺市議会議員

同 同

堺市議会議員
美 充 米 新 猛 幸 精 幸 征 良 耕 哲 清 泰 貴 達 成 秀 典 健 和 恵
龍 上 白 広 渕 藤 伊 青 黒 西 大 西 小 石 井 三 水 ノ 池 山 大 田 宮 吉 長 谷 川 俊
田 野 江 田 上 本 丸 谷 田 川 西 堀 谷 関 宅 上 尻 口 林 渕 本 川 俊
上 本 丸 谷 田 川 西 堀 谷 関 宅 上 尻 口 林 渕 本 川 俊
彰 樹 子 二 夫 子 守 英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第9号　　堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

理由

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管の改正等を行うために本条例案を提案するものである。

堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「市長公室」の次に「、市政集中改革室」を、「ＩＣＴイノベーション推進室」の次に「、泉北ニューデザイン推進室」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の堺市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の堺市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例に基づく総務財政委員会に付議されている事件は、新条例に基づく総務財政委員会に付議されたものとみなす。

令和3年3月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	白江米一	堺市議会議員	小野伸也
同	広田新一	同	上田勝人
同	信貴良太	同	西川良平
同	池側昌男	同	大西耕治
同	田代優子	同	池尻秀樹
同	野里文盛	同	山口典子
同	西村昭三	同	大林健二
同	芝田一	同	田渕和夫
同	裏山正利	同	吉川敏文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|---|
| 議員提出議案第10号 | 悪質商法による消費者被害をなくすために、特定商取引法・預託法の改正及び執行強化を行い、契約書面等の電子化にあたっては拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書 |
| 議員提出議案第11号 | 性犯罪に関する刑法改正を求める意見書 |
| 議員提出議案第12号 | 性教育の充実を求める意見書 |

理由

国会及び関係行政府に提出するために、本意見書案を提案するものである。

悪質商法による消費者被害をなくすために、特定商取引法・預託法の改正及び執行強化を行い、契約書面等の電子化にあたっては拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書

消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表された。

特に、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL（株）など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記された。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決をはかることが容易ではなく深刻な事態である。また、新型コロナ感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブオプション）についても社会問題となつた。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申された。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要である。

一方、特定商取引法及び預託法が消費者契約の申込み時の申込書面又は概要書面及び契約締結時の契約書面について、事業者に「書面」による交付を義務付けているところ、消費者庁は、2021年1月14日第335回消費者委員会本会議において、「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする」法改正を今通常国会で行う予定と説明した。

本来、特定商取引法及び預託法は、消費者被害につながりやすい要素を持つ取引類型について事業者による違法・悪質な勧誘行為を防止し、消費者の利益を守ることを目的に制定されており、契約内容等を記載した書面の交付を義務づけている。その趣旨は、契約締結前ないし締結直後に販売業者から消費者に書面を交付させ、消費者が気付いていない契約内容の不利な側面に気付く機会を与えるとともに、消費者が契約内容を冷静になって確認して考え直す機会を与え、さらには、その後も債務の履行状況について契約条項に照らして判断する手掛かりとする等、契約内容の警告機能、クーリング・オフの告知機能、保存機能の実効性を確保する点にある。

しかし、書面を電磁的交付により交付することを可能にすれば、書面交付に期待されるこれらの機能が著しく低下し、消費者の利益の保護を著しく損なうおそれがある。消費者の承諾を得た場合に限定するとしても、事業者に促されるまま承諾する消費者が少なくないことは想像に難くない。特に高齢者や認知機能が低下した消費者の消費者被害が更に増加することが懸念される。

また、悪質な事業者がこうした「デジタル技術の悪用」を進める事態も予想されるところであり、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）にいう「人に優しいデジタル化」「デジタル技術の善用」「デジタル利用の不安の低減」にも逆行するおそれがある。

よって国会及び政府におかれでは、消費者被害を拡大させないために、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、2021年の通常国会での改正を実現すること。
2. 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請するとともに、2021年の通常国会で特定商取引法を改正すること。
3. 送り付け商法については、政府に対し、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じること。
4. 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携を強化すること。
5. 特定商取引法及び預託法の書面交付義務について、電磁的方法により交付することを可能にする法改正を拙速に行わないこと。
6. 特定商取引法及び預託法の書面交付義務について、電磁的方法により交付することを可能にする法改正については、消費者被害防止・救済に取り組む有識者を含む審議会又は検討会において、充分な審議を行い、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)
消費者庁長官

性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

性犯罪に関する刑法は、日本社会における性犯罪及び性暴力等の蔓延の現状から、被害者団体や女性団体の強い要請により、2017年、明治40年制定から110年を経てはじめて大幅な改正が行われた。その際には3年後に法の見直しを行うことを附則に規定していた。しかし改正後の2019年3月12日福岡地裁久留米支部、同月19日静岡地裁浜松支部、同月26日名古屋地裁岡崎支部、同月28日静岡地裁で、4件の性犯罪がいずれも無罪とされたことを契機に、翌4月から性犯罪被害者らによるフラワーデモが全国に広がり、大きなムーブメントとなっている。このフラワーデモや堺セーフシティ・プログラムの取り組み及び全国の性犯罪、性暴力の現状や防止に向けた取り組みから、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、2020年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定め、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とした。これは刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取り組みを速やかに進めていく、その第一歩であるとされている。内閣府の男女間における暴力に関する調査（平成29年度）によると、女性の13人に1人が「無理やりに性交されたことがある」と答えている。

このような状況の中、前述の4件の地裁判決が無罪とされた要因は、刑法規定に依然として強制性交等罪成立のためには「暴行」「脅迫」、準強制性交等罪には「心神喪失」「抗拒不能」が起訴の要件として残されているためである。この規定のために、被害者が警察に被害届を提出しても、約6割が不起訴となっている（検察統計調査2018）。国際社会においては、性犯罪成立に要求される要件は「不同意」のみとする先進国が多く、性交同意年齢についても日本は13歳であるが、他の先進国は15歳～16歳としている。実際のところ13歳で性交に同意する判断が可能かどうかについては、困難であることは自明であると考える。よって今回の刑法改正については、下記の2点について規定を改正し、被害者が救われ、さらには誰もが性犯罪の加害者にも被害者にもならない安全安心な、あたりまえの健全な社会を構築することを強く要望する。

記

1. 地位・関係性等の立場を利用した性交についての処罰規定の創設や、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の期間延長などの課題について再検討を行い、性被害の実態に即した法改正に取り組むこと。
2. 未成年者を性犯罪被害から守るための加害者再犯罪防止の取組を国が主体となって進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

各宛

性教育の充実を求める意見書

わが国において、昨今のＩＣＴおよびＳＮＳ上における暴力的な性表現及び性の商品化が氾濫しており、サイバー空間性暴力と定義されている。サイバー空間性暴力の蔓延等により、女性や子どもたち、若年層の児童生徒らが、性犯罪、性的虐待、性的搾取、デートＤＶ、望まない妊娠、性感染症、あるいは人工妊娠中絶等の被害に遭っており、その被害が増加してきていることから、大きな社会課題となっている。これらの課題は、コロナ禍という国家的有事の今、ＤＶや虐待、性暴力が世界的に約30%増加している事実からも、早急に解決が求められるものである。

このような状況の中、本市においては、2013年に国連ＵＮＷｏｍｅｎのセーフシティーズ・グローバル・イニシアティブに参加表明し、公的空間における女性や子どもへの暴力のない安全安心なまちづくりを実施し、5年間で、強制性交・強制わいせつ等の性犯罪が半減している。また、内閣府においても今年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、各方面からの施策を講じている。

すでに文科省は、学習指導要領において性教育の重要性を示しており、発達段階に応じた性教育を学校教育全体で取り組むべき課題としている。児童生徒や若年層の人々が、性暴力の加害者にも被害者にもならないために、氾濫する性情報に感化されない「性」についての知識や自らの健全な心身を守る方法を学習する必要があると考える。「性」は、生物学的、社会的・文化的、また人格の尊厳という3つの側面を持つが、いずれも人間として、自分の性、また他者の性を人権と同様に大切にすることを理解しておく必要がある。また性暴力の被害が、女性や子どもたちが大半であることから、ジェンダーの視点をしっかりともった性教育を、男女、ＬＧＢＴＱ+の人々など、性の多様性を包摂した上で行うことが求められる。学校教育における「性教育」については、以上のような観点から、子どもたちを取り巻く性情報や性被害の実態に対応できるよう、下記の点に留意して学習指導要領の見直しと充実を図ることを要望する。

記

1. とくに妊娠、出産、あるいは避妊について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念と合わせて学べるようカリキュラムを策定すること。
2. また成人についても、性教育及び啓発が必要である。あたりまえの健全で安全な社会の構築のためにも、生涯学習の場や家庭、地域、職場における性教育・啓発を行うこと。
3. 「性教育」と同時に人権教育、防犯教育も併せて行うことが必要である。これらを総合的に実施できるよう、年齢に応じた「性教育」のテキストの作成やカリキュラムの策定を行うなど具体的に性教育の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

各宛

令和3年3月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	白 江 米 一	堺市議会議員	小 野 伸 也
同	広 田 新 一	同	上 田 勝 太
同	渕 上 猛 志	同	信 田 良 人
同	西 川 良 平	同	池 田 側 男
同	大 西 耕 治	同	木 田 代 子
同	西 堀 哲 史	同	池 山 畑 二
同	小 堀 清 次	同	口 林 典 健
同	野 里 文 盛	同	山 大 田 和 夫
同	西 村 昭 三	同	林 渕 吉 敏
同	芝 田 一 利	同	川 正 文
同	裏 山 利 守	同	
同	吉 川 守	同	

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第13号 政令指定都市権限のさらなる強化を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

政令指定都市権限のさらなる強化を求める意見書

近年における社会・経済情勢の変化により、自治体における行政需要は増加の一途をたどるとともに、より一層多様化、複雑化している。特に住民に最も近い基礎自治体には行政上の課題に対し適切かつ迅速に対応することが求められており、基礎自治体が自立性をもって機動的に事業施策を実施できる枠組みを整備することは重要である。特に基礎自治体の中で最大の権限を有する政令指定都市は、各地方における中枢都市として地域の発展を強力に牽引しており、日本全体の発展において中心的かつ先導的な役割を担っている。

政令指定都市をはじめとする基礎自治体に対し、実施可能な事務事業の権限、財源を移譲していくことは、地方分権の基本原則であり、地域の活性化や住民自治の拡充は基礎自治体によってきめ細やかに行われることが望まれている。

翻って見れば、平成5年衆参両院による地方分権の推進に関する決議から始まった我が国新たな地方分権の流れは、平成7年の地方分権推進法を経て平成18年の地方分権改革推進法、10次にわたる一括法の成立によりその実効性を高めてきた。こうした数々の改革を行いながら、基礎自治体優先の原則を掲げ今日の姿となっている。いずれもその狙いは、「中央集権型行政システムの制度疲労」、「変動する国際社会への対応」、「東京一極集中の是正」、「個性豊かな地域社会の形成」、「高齢社会・少子化社会への対応」という我が国が抱えている課題の解決である。そこで、大都市制度について議論された第30次地方制度調査会の答申である「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を尊重し、特に政令指定都市に関する事項について、政府におかれては改めて地方分権における理念、展望、方向性を明確に示すよう求めるところである。その上で、これまで進めてきた政令指定都市への権限強化と財源拡充を、引き続き着実に推進するよう強く求める。

加えて、第32次地方制度調査会答申にある「地方公共団体の広域連携」について市町村間の広域連携における政令指定都市の役割強化への具体的議論の加速を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会



令和3年3月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員	白 江 米 一	堺市議会議員	小 伸 也
同	広 田 新 一	同	上 伸 太
同	渕 上 猛 志	同	信 良 人
同	西 川 良 平	同	側 昌 男
同	大 西 耕 治	同	代 優 子
同	西 哲 史	同	木 煙 国
同	小 堀 清 次	同	池 尻 樹
同	野 里 文 盛	同	山 口 秀
同	西 村 昭 三	同	大 林 典
同	芝 田 正 一	同	田 浩 健
同	裏 山 利 守	同	吉 川 和
同	吉 川 守	同	長 谷 川 敏
			英 俊

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第14号 新型コロナウイルス感染症対策強化および行財政改革推進に関する
要望決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

新型コロナウイルス感染症対策強化および 行財政改革推進に関する要望決議

新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が全国的に解除されたものの、いまだ予断を許さない状況である。この間、本市も含め我が国の社会経済環境は大きな打撃を受け、今後も感染症拡大抑止に加えて新たなステージを迎えることとなる。

このような状況の中、本市においては大変厳しい財政状況のもと令和3年度一般会計予算及び関連議案を可決し、新型コロナウイルスのワクチン接種をはじめ各種事業の執行に向けて全庁一丸となった取り組みが開始される。

そこで、二元代表制の一翼を担う本市議会においても、本市の行財政改革推進に協力するとの主旨で、本日、堺市議會議員の議員報酬の特例に関する条例及び堺市議会政務活動費の特例に関する条例を議員提案し可決成立させたところである。

については、市長および市執行部におかれては、本2条例の施行により削減した予算並びに令和3年度及び令和4年度の2年度にわたり本市議會議員の国内各都市への調査視察及び海外調査研究派遣に係る予算、都合約1.1億円を有効に活用いただき、その財源を新型コロナウイルス感染症対策強化に関する本市独自の政策等に充当いただくよう強く要望するものである。

以上決議する。

令和3年3月26日

堺市議会

堺市長宛

令和3年3月24日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員 同 同	森田晃一 石本京子 乾恵美子	堺市議会議員 同	藤本幸子 石谷泰子
------------------	----------------------	-------------	--------------

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第15号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
議員提出議案第16号 後期高齢者の医療費窓口負担増に反対する意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、大阪府では964円、最も低い15県では790円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万～150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、大阪府と東京都では、同じ仕事でも時給で49円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

各宛

後期高齢者の医療費窓口負担増に反対する意見書

政府は2月5日、75歳以上が支払う現行1割の医療費窓口負担に2割負担を導入することを柱とした医療制度改定一括法案を決定し国会に提出した。2割負担は、単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上とし約370万人が該当する。厚生労働省によると、「2割」の対象となる高齢者の負担額は1人当たり年3万4,000円増える見込みとなっている。

75歳以上は病気やけがで、複数の医療機関にかかり、治療が長期化することがある。一方、収入は公的年金などに限られている上、年金額も抑制・目減りしており、生活維持のため働くをえない。家計を切り詰めて暮らしているのが、多くの人の厳しい現実である。

政府は2割負担導入の最大の口実に「若い世代の保険料上昇を少しでも減らす」ことを挙げている。しかし、厚生労働大臣は、現役世代の負担減は1人あたり年700円だと説明している。事業主負担分を除けば年350円、月30円弱にすぎない。一方、公費負担は年980億円減少する。

2割負担導入は、従来の75歳以上の窓口負担の原則を大きく変えるものである。75歳以上の後期高齢者医療制度は2008年4月の開始以来、原則1割負担が続けられてきた。政府自身も、それが「高齢者が心配なく医療を受けられる仕組み」と強調してきた。いったん1割負担原則が崩されれば、それを突破口に対象が広げられ、2割負担原則化につながる恐れがある。高齢者の医療費に占める国庫負担分は、老人保健制度が始まった1983年の45%から35%に減少している。若い世代の負担軽減というのであるならば、国庫負担を45%に戻すべきである。

「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきではない」と日本医師会をはじめとした批判が相次いでいる。

よって、国及び政府においては、新型コロナウイルス感染症から高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何よりも急がれる時に、これに逆行する後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

参考資料

新旧对照表

<議員提出議案第4号 堺市議會議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例>
堺市議會議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表

現行		改正後（索）	
別表		別表	
区分	議員報酬の額	区分	議員報酬の額
議會議長	月額 950, 000円	議會議長	月額 950, 000円
議会副議長	月額 850, 000円	議会副議長	月額 850, 000円
議会運営委員会委員長	月額 810, 000円	議会議員	月額 780, 000円
議会運営委員会副委員長	月額 800, 000円		
議会常任委員会委員長	月額 800, 000円		
議会常任委員会副委員長	月額 790, 000円		
議会特別委員会委員長	月額 800, 000円		
議会特別委員会副委員長	月額 790, 000円		
議會議員	月額 780, 000円		

備考

- 1 この表において「特別委員会」とは、予算又は決算の審査に係る特別委員会を除く特別委員会をいう。
- 2 議会運営委員会、議会常任委員会又は議会特別委員会において2以上の委員長又は副委員長の職にある議員については、最も額の多いものを当該議員の議員報酬の額とする。

<議員提出議案第9号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例>
 堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
第1条（略） (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	第1条（略） (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	第1条（略） (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務財政委員会 8人 ア 市長公室、ICTイノベーション推進室、総務局及び財政局の所管に属する事項 イ～エ (略) (2)～(6) (略)	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務財政委員会 8人 ア 市長公室、 <u>市政集中改革室</u> 、ICTイノベーション推進室、 <u>泉北ニューデザイン推進室</u> 、総務局及び財政局の所管に属する事項 イ～エ (略) (2)～(6) (略)	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務財政委員会 8人 ア 市長公室、 <u>市政集中改革室</u> 、ICTイノベーション推進室、 <u>泉北ニューデザイン推進室</u> 、総務局及び財政局の所管に属する事項 イ～エ (略) (2)～(6) (略)
第3条～第27条		第3条～第27条

令和3年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その1 2)

令和3年3月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0099